

県国土強靱化地域計画・案に係る主な修正意見等

部局	課	該当頁等 (修正版素案)	修正意見等		対応案(防災・危機管理課)
			意見	修正理由等	
1	生活環境部 企画室	9頁 11頁	リスクシナリオ及び施策分野について、国の基本計画と本県計画との関係を明示すべき	国の基本計画一覧等の記載がないため、本県計画との関係が分かりにくい。	意見を踏まえ、基本計画と本計画との主な相違点が比較できるよう、図表を記載する。
2	生活環境部 防災・危機管理課	15頁 (関連23頁, 29頁, 30頁, 37頁, 38頁, 53頁, 56頁, 64頁)	自主防災組織の活動カバー率:81.5%(H27)→89.6%(H32) 【防災・危機管理課】のうち、「81.5%」を「81.6%」に修正する。	見込値から確定値に変更があったため	意見のとおり修正する。
3	生活環境部 廃棄物対策課	52頁	重要業績指標の内容を削除する。	仮置場の円滑な確保の為、地籍調査してあることが重要であるとのことだが、関連が低い為。地籍調査の進捗率が高まっても、仮置場の確保にはつながらない。	意見のとおり修正する。
4	保健福祉部 企画室	17頁	(災害時医療派遣チーム:DMAT等の強化)→ (DMAT等の強化)	表現を修正する。	意見を踏まえて、41頁の見出しと表現を合わせるため、「DMAT等の機能強化」と修正する。
5	保健福祉部 企画室 厚生総務課	41頁	(DMAT等の機能強化) ○ 被害を最小限に抑えるためには、急性期の「DMAT」、被災地での医療機能が回復するまでを担う「JMAT」、精神医療を担う「DPAT」、リハビリテーション支援を行う「JRAT」などのチームが、その役割に応じて十分に機能を果たすことが重要である。 ○ 本県では、東日本大震災や関東・東北豪雨の際に、DMATやJMATが活動し、熊本地震では、DPATを派遣して、被災者支援を図ったことから、その経験を踏まえ、今後とも、各チームの機能について、一層の向上を図る必要がある。	・DMAT活動とJMAT活動が重複する場合があるため。 ・表現を修正する。	意見のとおり修正する。

部局	課	該当頁等 (修正版素案)	修正意見等		対応案(防災・危機管理課)
			意見	修正理由等	
6	保健福祉部 厚生総務課	59頁	「(災害時医療派遣チーム:DMATの強化)リスクシナリオ2-3, 2-4, 2-6 ○ 災害医療の中核的役割を果たす県内DMAT数の増加を図るとともに、総合防災訓練やDMAT実働訓練など定期的な訓練への参加により、DMATの技能向上を図る必要がある。」を 「(災害時医療派遣チーム:DMAT等の強化)リスクシナリオ2-3, 2-4, 2-6 ○ 被災者の医療救護、健康管理等において重要な役割を果たす「DMAT」、「JMAT」、「DPAT」、「JRAT」等の医療・リハビリ支援チームについて、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、総合防災訓練などの各種訓練への参加を促進し、各チームの技能向上を図る必要がある。」に修正する。	P17, P41と整合性を図るため。	意見を踏まえて修正する。 見出しは、「DMAT等の機能強化」とする。
7	保健福祉部 保健予防課	18頁 (関連59頁)	「感染症予防対策の体制整備」→ 「感染症予防体制の整備」に修正する。	文言の訂正	意見のとおり修正する。
8	保健福祉部 子ども家庭課	17頁 (関連29, 31, 59頁)	「私立保育所の耐震化率:88.0%(H26)→97.7%(H32)」を「児童福祉関係施設の耐震化率:88.6%(H26)→96.9%(H32)」に修正する。	長寿福祉課及び障害福祉課の指標と、施設類型の範囲をそろえるため。	意見のとおり修正する。
9	農林水産部 水産振興課	54頁 (関連32頁)	(重要業績指標) ・海岸保全施設の整備:7海岸中2海岸着手(H28)【水産振興課】(再掲)を削除	①海岸保全施設の整備は、広域被害に対応した施策でない ②海岸保全施設は、地盤沈下の発生により機能を失ってしまう ①と②の理由から、8-5)の指標とならないため	54頁を意見のとおり修正する。 併せて、当該重要業績指標が32頁のみの記載となることから、「◎」を「○」に修正する。
10	農林水産部 農村計画課	47頁	「農業用水施設」、「農業用排水施設」を「農業水利施設」に修正。	表現を統一するため。	意見のとおり修正する。
11	農林水産部 農村環境課	22頁 (関連63頁)	(地籍調査の促進)リスクシナリオ「7-4」→リスクシナリオ「8-4」に修正する。	P.29数値目標一覧(施策分野別)とリスクシナリオ番号を一致させるため。	意見のとおり修正する。
12	土木部 道路維持課 道路建設課	1頁	「しっかり確保」→「十分に確保」	「しっかり」が修飾する「確保」と意味が重ならないか？	意見のとおり修正する。

部局	課	該当頁等 (修正版素案)	修正意見等		対応案(防災・危機管理課)	
			意見	修正理由等		
13	土木部	道路維持課 道路建設課	3頁	①<参考>→<参考>本県の特徴 ②参考は本文と違いが分かるようにフォントを小さく。以降同様	①何の参考か分かりづらいのでタイトルを明記。 ②参考が本文のように認識してしまうため。	意見のとおり修正する。
14	土木部	道路維持課 道路建設課	4頁	参考は本文と違いが分かるようにフォントを小さく。	参考が本文のように認識してしまうため。	意見のとおり修正する。
15	土木部	道路維持課 道路建設課	6頁	①<参考>→<参考>本県における被害想定等 ②「〇茨城県の主な過去の災害」の項目を最下段に配置。	①何の参考か分かりづらいので明記。 ②3つの被害想定の間配置するのは分かりづらく不適切。	意見のとおり修正する。
16	土木部	道路維持課 道路建設課	7頁	「東京への一極集中からの脱却」→ 「〇〇や〇〇など、東京への一極集中からの脱却」	脱却するものが何か不明確であるため。	意見を踏まえ、「人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却」と修正する。
17	土木部	道路維持課 道路建設課	7頁	「茨城県の」→「本県の」 以降も同様	記載の統一	意見のとおり修正する。
18	土木部	道路維持課 道路建設課	7頁	「集中整備した」→「集中的に整備した」	不適切	意見のとおり修正する。
19	土木部	道路維持課 道路建設課	7頁	「防災・減災」→「防災・減災等」 以降も同様	記載の統一	意見のとおり修正する。
20	土木部	道路維持課 道路建設課	7頁	「ソフト対策とハード対策」 →「ハード対策とソフト対策」	記載の統一	意見のとおり修正する。
21	土木部	道路維持課 道路建設課	25頁 等	「基」にするのか「もと」にするのか統一。 以降も同様	記載の統一。	意見を踏まえ、「～を基に」などの表現に統一する。
22	土木部	道路維持課 道路建設課	8頁	「時間管理概念」	意味があいまい。	国の基本計画においても同様の表現となっており、原案とおりとする。
23	土木部	道路維持課 道路建設課	10頁 (関連52頁)	「道路啓開等」→「土木施設」に記載を修正	14頁27行目と表現を合わせるため。	意見のとおり修正する。
24	土木部	道路維持課 道路建設課	20頁 (関連46頁, 61頁)	(緊急輸送体制の整備) [「復興みちづくりアクションプラン」により…]を, [「復興みちづくりアクションプラン」に基づき…]と記載の修正	記載の統一。	意見のとおり修正する。
25	土木部	道路維持課 道路建設課	30頁	「電柱や電線類の倒壊」→ 「電柱の倒壊」に記載を修正	本計画における無電柱化は、電柱の倒壊による道路交通の遮断を防ぐ為のものであるため。	意見のとおり修正する。
26	土木部	道路維持課 道路建設課	30頁	「さらに電線類の地中化を」→ 「さらに無電柱化を」	無電柱化の方法は電線の地中化のみではないため。	意見のとおり修正する。

部局	課	該当頁等 (修正版素案)	修正意見等		対応案(防災・危機管理課)	
			意見	修正理由等		
27	土木部	道路維持課 道路建設課	30頁	目標1-1(緊急輸送道路等の整備) 「救援・支援活動を…進める必要がある。」までを20頁 3行目からの(緊急輸送体制の整備)と同じ文章に修正す る。	記載の統一。	リスクシナリオ別の脆弱性評価を基 に分野別の脆弱性評価を作成し、 推進方針に反映しているため、リス クシナリオ別評価と推進方針は必 ずしも同じ表現ではないことから、 原案とおりとする。
28	土木部	道路維持課 道路建設課	46頁	「○人命にかかわる…緊急輸送道路の強化を図る。」ま でを20頁3行目の(緊急輸送体制の整備)と同じ文章に修 正する。	記載の統一。	
29	土木部	道路維持課 道路建設課	32頁	「241箇所(H27)」→「100%(H26)」に記載を修正	平成26年度に100%達成しているため。	・評価を行うための参考とするた め、重要業績指標を記載いただ いたが、規模等を把握し、より分 かりやすくするため、現行の記載 のとおりとしたい。
30	土木部	道路維持課 道路建設課	61頁	上記(整理番号17:32頁37行目)と同様に修正の上、該 項目を63頁「重要業績指数」欄へ移動する。	平成26年度に100%達成しているため。当該項目は、津 波対策であるため	・重要業績指標は、63頁記載に修 正する。
31	土木部	河川課	32頁	「老朽化対策や」を「老朽化対策などにより」に修正する。	適切な防護水準の確保を図る対策として老朽化対策以 外も実施しているため(ex:津波高潮対策,侵食対策等)	意見のとおりで修正する。
32	土木部	河川課	32頁 33頁	リスクシナリオ1-3の重要業績指標のうち、「河川改修 率」を削除し、リスクシナリオ1-4の「河川改修率」の後 にある「(再掲)」を削除する。	津波対策に関する重要な指標ではないため	意見を踏まえ、1-3の重要業績指 標から削除し、1-4のみの重要業 績指標とする。 <修正案> ○河川改修率:57.5%(H26)【河川 課】
33	土木部	河川課	63頁	津波ハザードマップの行からダム ^の 長寿命化計画の行ま での7項目全てに「(再掲)」を追加	P32,P33,P34,P51で既に記載があるため	リスクシナリオ別脆弱性評価結果 (30~34頁)に記載がある重要業績 指標を施策分野別脆弱性評価結果 (55~66頁)に記載しているため、 本来はすべて(再掲)と記載すべ きの考え方もあるが、煩雑になる ため、特に記載しないこととして いる。
34	土木部	公園街路課	40頁 (関連48頁,57 頁)	重要業績指標の名称のうち、「耐震性貯水槽の整備率」 を「広域避難地となる県営都市公園における耐震性貯水 槽の整備率」に修正する。	整備箇所を示し、指標を具体的にするため	意見のとおりで修正する。

部局	課	該当頁等 (修正版素案)	修正意見等		対応案(防災・危機管理課)
			意見	修正理由等	
35	土木部 建築指導課	16頁	<p>【以下修正案文を提出いたします。】</p> <p>※耐震化率 昭和56年6月1日以降に建築されたもの及びそれ以前に建築され、耐震改修されたものなど、新耐震基準に適合するもの及びそれと同等以上の耐震性のある建築物の割合</p> <p>※新耐震基準 震度5強程度の地震でほとんど損傷しないことに加えて、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないことを検証するもので、昭和56年6月1日以降に建築した建築物に適用される基準</p>	<p>※耐震化率の部分 「耐震性があると認められた」という表現は認定行為が必要とも読めるため、その部分を修正して、基準以前でも改修工事しなくても耐震性があるものもあるので、「耐震改修されたものなど」の表現を用いて、その他も含めて、修正案文を作成</p> <p>※新耐震基準の部分 文末に新基準が適用された時期を明確にするため、「昭和56年6月1日以降～」を追記して修正案文を作成</p>	意見のとおり修正する。
36	土木部 住宅課	17頁 (関連29頁, 50頁, 57頁)	<p>「空家等対策計画を策定した市町村数の県内全市町村数に対する割合:0%(H27)→概ね8割(H32)」を「空家等対策計画の策定市町村数:0市町村(H27)→44市町村(H37)」に修正する。</p>	<p>茨城県住生活基本計画(改定中)の記載内容と整合を図るため</p>	意見のとおり修正する。